

# 設備使用取消し・変更許可( )書

令和 年 月 日に申請のありました名古屋市工業研究所設備の取消し・変更は、許可( )します。

住 所	〒
団 体 名	
代 表 者	
連 絡 者	様 Tel( ) -

令和 年 月 日

名古屋市長

(教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して**3箇月以内**に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して**6箇月以内**に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取り消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると取消訴訟が提起できなくなります。

(変更後)

催物等名称						
催物等内容	①講演	②講習会	③研修	④会議	⑤展示会	⑥その他
設備名(会場名)	使 用 時 間					※使用料
	年 月 日	午前・午後	～	年 月 日	午前・午後	
	年 月 日	午前・午後	～	年 月 日	午前・午後	
付属設備名	台数	使 用 時 間			※使用料	
		月 日	午前・午後			
		月 日	午前・午後			

※変更前の使用料	円	※今回の請求額	円
※変更後の使用料	円		

注)・使用料は別にお渡しします「納入通知書」により、納期限までにお納めください。  
・既に支払い済みの使用料は、原則として返金できません。